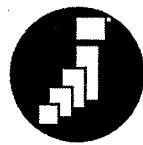


(別紙 5)



政府統計

統計法に基づく国の
統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

平成 23 年度

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の手引

(学 校 用)

文部科学省

調査票の作成要領

この手引は、各学校において文部科学省が送付する調査票を用いて回答を作成する場合の便に供するため、調査票ごとに記載されている基準や例示等をまとめたものです。調査票の記載事項と併せてこの手引を参考し、回答くださるようお願いします。

1 共通事項

各調査票の作成に当たっては、次の点に注意してください。

1 学校名等の記入に当たって

- (1) 「都道府県番号」の欄は、学校においては記入不要。
- (2) 「設置区分」の欄は、国立学校「1」、公立学校「2」、私立学校「3」を記入する。
- (3) 「国立大学法人」の欄は、学校においては記入不要。
- (4) 「所属課名」の欄は、記入者の職名（教諭等）を記入する。

2 各セルへの記入に当たって

- (1) 各学校においては、黄色のセルのみ記入する。該当する項目を選択する場合は「1」を記入する。
- (2) 水色のセルは、教育委員会のみ入力する欄のため、学校においては記入不要。
- (3) 灰色のセルは、計算式が組み込まれているため、入力不可。

3 中等教育学校の扱いについて

- (1) 中等教育学校前期課程にあっては、中学校の欄を使用すること。
- (2) 中等教育学校後期課程にあっては、高等学校の欄を使用すること。

4 その他

教育委員会等から指示があった場合は、その指示に従うこと。

2 暴力行為の状況

1 記入に当たって

(1) 暴力行為の定義

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。・

なお、本調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、次の例に掲げているような行為、内容及び程度等がそれを上回るようなものをすべて対象とすること。

○ 「対教師暴力」の例

- ・ 教師の胸ぐらをつかんだ
- ・ 養護教諭めがけて椅子を投げつけた
- ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った

○ 「生徒間暴力」の例

- ・ 同じ学校の生徒同士が喧嘩となり、双方が相手を殴った
- ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒に対して暴行を加えた
- ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、怪我には至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした

○ 「対人暴力」の例

- ・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、暴行を加えた
- ・ 金品を奪うことを計画し、金品を奪う際、通行人に怪我を負わせた
- ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした

○ 「器物損壊」の例

- ・ トイレのドアを故意に壊した
- ・ 補修を要する落書きをした
- ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた
- ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した

(2) 1件の暴力行為につき、「対教師暴力」「生徒間暴力」「対人暴力」「器物損壊」のいずれか1つの形態として分類すること。その際、態様として、対教師暴力と生徒間暴力、対人暴力又は器物損壊との複合である場合には「対教師暴力」として扱い、生徒間暴力、対人暴力又は器物損壊との複合である場合には「生徒間暴力」として扱い、対人暴力と器物損壊との複合である場合には「対人暴力」として扱うこと。

(3) 暴力行為の発生を「学校内」「学校外」別に記入すること。ただし、「器物損壊」については「学校内」で起きた場合のみを記入すること。

① 「学校内」で起きた暴力行為とは以下のものをいう。

イ 校内で起きた暴力行為（年末年始の休業日など学校としての教育活動が行われていない日・時間帯で起きた場合を除く）

ロ 教育課程に基づく校外活動（修学旅行、遠足、社会体験活動等）中に起きた暴力行為

ハ 校外での部活動中に起きた暴力行為

ニ 通常の時間帯、通学路での上下校中（学用品の購入、工事現場の迂回など、合理的な理由による寄り道や回り道をした場合を含む）に起きた暴力行為

② 「学校外」で起きた暴力行為とは、①以外の場合をいう。

(4) 小・中・高等学校を卒業した児童生徒が、卒業式後3月31日までの間に起こした暴力行為については、当該小・中・高等学校の児童生徒が起こした暴力行為とすること。

2 「1. 暴力行為の発生学校数等」

- 「学校総数」の欄は、学校においては記入不要。
- 「発生学校数」の欄は、学校内・学校外の区分ごとに「発生件数」の欄に1件以上の暴力行為を計上した学校において「1」を記入する。
- 「発生件数」の欄は、「2. 対教師暴力の状況」「3. 生徒間暴力の状況」「4. 対人暴力の状況」及び「5. 器物損壊の状況」のそれぞれの発生件数の合計と一致させること。
- 「加害児童生徒数」の欄は、学校内・学校外の区分ごとに実人数を記入する。（例）1人の加害児童生徒が学校内の対教師暴力と学校内の生徒間暴力の両方に計上されている場合、1人と数える。

3 「2. 対教師暴力の状況」

「発生件数」の欄はのべ数、「加害児童生徒数」、「被害教師数」の欄は実人数を記入する。
「発生件数」のうち※の欄には、調査時点で学校が把握している情報に基づき、当該暴力行為により被害者が病院で治療を受けた場合の件数を、発生件数の内数として記入する。

(例) 1人の児童生徒が学校内で同じ教師に対して3回対教師暴力を起こし、そのうちの1回について被害教師が病院で治療を受けた場合、発生件数3件(※1件)、加害児童生徒数1人、被害教師数1人とする。

4 「3. 生徒間暴力の状況」

- (1) 「発生件数」の欄はのべ数、「加害児童生徒数」、「被害児童生徒数」の欄は実人数を記入する。「発生件数」のうち※の欄には、調査時点で学校が把握している情報に基づき、当該暴力行為により被害者が病院で治療を受けた場合の件数を、発生件数の内数として記入する。
- (2) 「加害児童生徒数」について、加害・被害の別が判明しない児童生徒がいる場合には、加害児童生徒数に含めること。(以下同じ。)また、加害・被害の別が判別しない児童生徒を加害児童生徒数に計上する場合、当該児童生徒が病院で治療を受けているときは、「うち、被害者が病院で治療を受けた場合の件数」に計上すること。

5 「4. 対人暴力の状況」

「発生件数」の欄はのべ数、「加害児童生徒数」、「被害者数」の欄は実人数を記入する。「発生件数」のうち※の欄には、調査時点で学校が把握している情報に基づき、当該暴力行為により被害者が病院で治療を受けた場合の件数を、発生件数の内数として記入する。

6 「5. 器物損壊の状況」

- (1) 「発生件数」の欄はのべ数、「加害児童生徒数」の欄は実人数を記入する。
- (2) 在籍児童生徒が起こしたものであることは明らかであるが、加害児童生徒を特定できない場合についても計上すること。この場合、発生学校数1校、発生件数1件、加害児童生徒数0人となる。

7 「6. 学年・男女別加害児童生徒数」

- (1) 合計欄の(15)計の加害児童生徒数は、「2. 対教師暴力の状況」「3. 生徒間暴力の状況」「4. 対人暴力の状況」及び「5. 器物損壊の状況」の加害児童生徒数の合計とそれぞれ一致すること。
- (2) 高等学校定時制課程の4年生は、3年生として扱うこと。単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次以上をそれぞれ1年生、2年生、3年生として扱うこと。

8 「7. 加害児童生徒に対する学校の措置別人数」

- (1) 「加害児童生徒に対する学校の措置」は、「2. 対教師暴力の状況」「3. 生徒間暴力の状況」「4. 対人暴力の状況」及び「5. 器物損壊の状況」で回答した加害児童生徒全員を対象に、該当する項目がある場合に記入する。
- (2) 「退学・転学」中の(1)「懲戒処分としての退学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「退学」であることを明示して行ったものをいう。(2)「その他」とは、勧奨・申し出による退学及び転学である。なお、公立学校における(1)「懲戒処分としての退学」の「中学校」の区分については、中等教育学校及び同条第3項の併設型中学校のみが想定されている。

- (3) (3)「停学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「停学」であることを明示して行ったものをいう。
- (4) 【公立学校のみ該当】
(4)「出席停止」とは、学校教育法第35条又は第49条に基づく措置をいう。
- (5) (6)「訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。
- (6) 複数の措置をとった場合は、調査票の左側に位置する措置を選択すること。(例)出席停止と訓告に該当する場合は、出席停止とする。

9 「8. 加害児童生徒に対する関係機関の措置別人数」

「加害児童生徒」に対する「関係機関の措置」は、「2. 対教師暴力の状況」「3. 生徒間暴力の状況」「4. 対人暴力の状況」及び「5. 器物損壊の状況」で回答した加害児童生徒全員を対象に、該当する項目がある場合に、最終的な措置について、その人数を記入すること。なお、少年鑑別所に送致・収容のケースについては、家庭裁判所の欄に含めて記入すること。また、措置が確定していない場合は、平成24年3月31日現在の状況について記入すること。

10 「9. 加害児童生徒に対する学校の対応」

- (1) 複数選択を可とする。
- (2) 「2. 対教師暴力の状況」「3. 生徒間暴力の状況」「4. 対人暴力の状況」及び「5. 器物損壊の状況」で回答した加害児童生徒一人ひとりについて、「指導した者」(指導した教員等の人数を記すのではない。),「連携した機関等」,「指導等の内容」のそれぞれについて、該当する項目をすべて選択すること。
- (3) 「連携した機関等」には、当該機関の関係団体や関係者も含む。なお、「警察等の刑事司法機関等と連携した対応」にはサポートチームの取組などを含む。

3 いじめの状況

1 記入に当たって

(1) いじめの定義

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- ① 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。
- ② 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- ③ 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ④ 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすること

などを意味する。

⑤ けんか等を除く。

- (2) 「いじめ」の中には当然、暴力行為に該当するものもあり、その場合には、暴力行為の状況の「生徒間暴力」の件数にも計上すること。

2 「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」

- (1) いじめの認知に当たっては、いじめはどの子どもにも起こり得るものであることを十分認識し、アンケート調査を実施した上で、これに加えて、「個別面談」、「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常行われている日記等を活用したりするなどの方法により、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を必ず設けることとし、個々の児童生徒の状況把握を十分に行つた上で行うこと。
- (2) 「学校総数」の欄は、学校においては記入不要。
- (3) 「認知した学校数」には、平成23年度間において、上記の定義に該当するいじめを1件以上認知した場合、「1」を記入する。複数の学校の児童生徒に係るいじめについては、いじめを受けた児童生徒の在籍する学校ごとにそれぞれ1校と扱う。「認知していない学校数」には、平成23年度間において、上記の定義に該当するいじめを認知しなかった場合、「1」を記入する。高等学校の全定併置校の場合、全日制、定時制それぞれ1校として別々に計上すること。
- (4) 「認知件数」には、平成23年度間において、上記の定義に該当するいじめを受けた児童生徒ごとに1件として数える。この際、同一人物が反復していじめを受けていても1件として扱う（具体的ないじめの行為の回数を記入しないよう注意すること。）。（以下同じ）
(例) A君がB君、C君、D君にいじめを受けた場合、1件として数える。E君とF君がG君にいじめを受けた場合、2件として数える。

高等学校の全定併置校は、全日制と定時制を合計した数を記入すること。

3 「2. いじめの現在の状況」

- (1) 「いじめの現在の状況」については、平成24年3月31日現在の状況を学校種ごとに記入すること。
- (2) 「他校への転学、退学等」とは、いじめの問題により就学校の指定変更、公立から私立、私立から公立などの転学や退学した児童生徒数を記入すること。
- (3) 各学校種の「(5) 計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致するようにすること。
- (4) 高等学校の全定併置校は、全日制と定時制を合計した数を記入すること。

4 「3. いじめの認知件数の学年別、男女別内訳」

- (1) 高等学校定時制課程の4年生は、3年生として取り扱う。単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次以上をそれぞれ1年生、2年生、3年生として扱うこと。
全定併置校は、全日制と定時制を合計した数を記入すること。
- (2) 各学校種の「(7) 計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認知件数とそれぞれ一致するようにすること。（特別支援学校においては、小学部・中学部・高等部の合計が、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の特別支援学校の認知件数と一致すること。）

5 「4. いじめの発見のきっかけ」

- (1) 各学校種の「計」の欄の件数は、「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」の認

知件数とそれぞれ一致するようによること。

- (2) 「学校の教職員等が発見」か「学校の教職員以外からの情報により発見」のいずれかを選択し、内訳について該当するものを一つ選択すること。
- (3) 高等学校の全定併置校は、全日制と定時制を合計した数を記入すること。

6 「5. いじめられた児童生徒の相談の状況」

- (1) 複数選択を可とする。
- (2) 学校として、当該児童生徒に対するいじめを認知した時点において、当該児童生徒が、誰に相談しているのか、該当するものを選択すること。
- (3) 高等学校の全定併置校は、全日制と定時制を合計した数を記入すること。

7 「6. いじめの態様」

- (1) 複数選択を可とする。
- (2) 1件のいじめであっても、複数の態様に該当する場合には、それぞれの項目に計上すること。
- (3) 高等学校の全定併置校は、全日制と定時制を合計した数を記入すること。

8 「7. いじめの対応状況」 (1) いじめる児童生徒への対応

- (1) 複数選択を可とする。
- (2) 個々のいじめについて、いじめる児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を選択すること。
- (3) 「退学・転学」中の⑩「懲戒処分としての退学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「退学」であることを明示して行ったものをいう。⑪「その他」とは、勧奨・申し出による退学及び転学である。なお、公立学校における⑩「懲戒処分としての退学」の「中学校」の区分については、中等教育学校及び同条第3項の併設型中学校のみが想定されている。「特別支援学校」では、高等部のみが想定されている(⑫「停学」及び⑭「自宅学習・自宅謹慎」についても同じ。)。
- (4) ⑫「停学」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「停学」であることを明示して行ったものをいう。
- (5) 【公立学校のみ該当】
⑬「出席停止」とは、学校教育法第35条又は第49条に基づく措置をいう。
- (6) ⑮「訓告」とは、校長が学校教育法施行規則第26条に定める懲戒処分としての「訓告」であることを明示して行ったものをいう。事実上の懲戒として行われる単なる「叱責」等はこれに含まない。
- (7) 高等学校の全定併置校は、全日制と定時制を合計した数を記入すること。

9 「7. いじめの対応状況」 (2) いじめられた児童生徒への対応

- (1) 複数選択を可とする。
- (2) 個々のいじめについて、いじめられた児童生徒への対応として実際に行ったもので、該当する項目を選択すること。
- (3) 高等学校の全定併置校は、全日制と定時制を合計した数を記入すること。

10 「8. 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」

- (1) 複数選択を可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。
- (2) 高等学校の全定併置校においては、全日制、定時制それぞれ1校として別々に計上すること。

(3) いじめを認知した、認知していないにかかわらず、すべての学校において回答すること。

11 「9. いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法について

(1) 「1. いじめを認知した学校数、いじめの認知件数」において、いじめを認知したと回答した学校は（A）に、いじめを認知していないと回答した学校は（B）にそれぞれ記入すること。

(2) 複数選択を可とする。ただし、1校において、同じ区分の取組を複数回実施している場合でも、1校と数える。

(3) いじめの実態把握のためだけに行ったものでなくてもよい。

(4) 高等学校の全定併置校においては、全日制、定時制それぞれ1校として別々に計上すること。

4 小学校及び中学校における不登校の状況等

1 記入に当たって

(1) この調査において「不登校児童生徒数」とは、平成24年度学校基本調査の小・中学校における「理由別長期欠席数」（平成23年度間（平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間）に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒）のうち、「不登校」を理由とする者として報告した児童生徒数と一致するものとする。

(2) 詳細は以下の「学校基本調査の手引」を参照すること。

16(17) 理由別長期欠席者数

① 平成24年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、前年度間（平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間）に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数をそれぞれ理由別に記入します。ただし、平成23年4月1日現在で15歳以上の者については、1年間にわたり居所不明又は全く出席しなかった場合は除外します。

なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席日数として含めます。

② 当該児童生徒が前年度中に転学した場合は、平成24年3月31日現在、在籍する学校において記入します。

③ 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（初等中等教育局児童生徒課）における「不登校」の人数は、本調査の「不登校」の人数に一致するものであることに留意してください。

④ 欠席理由は次によります。また、欠席理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入します。

* 「病気」：本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養のため、長期欠席した者の数を記入します。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含みます。）

* 「経済的理由」：家計が苦しくて教育費が出せないとか、生徒が働いて家計を助けなければならぬ等の理由で長期欠席した者の数を記入します。

* 「不登校」：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的

な理由」による者を除く。) の数を記入します。なお、欠席状態が長期に継続している理由が、学校生活上の影響、あそび・非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的な拒否及びこれらの複合であるものとします。

○「不登校」の具体例

- (イ) 学校生活上の影響：いやがらせをする生徒の存在や、教師との人間関係等、明らかにそれと理解できる学校生活上の影響から登校しない（できない）。
- (ロ) あそび・非行：遊ぶためや非行グループに入ったりして登校しない。
- (ハ) 無気力：無気力でなんとなく登校しない。登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない。
- (二) 不安など情緒的混乱：登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない（できない）。
- (ホ) 意図的な拒否：学校に行く意義を認めず、自分の好きな方向を選んで登校しない。
- (ヘ) 複合：不登校状態が継続している理由が上記具体例と複合していくいずれが主であるかを決めがたい。

*「その他」：上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数を記入します。

○「その他」の具体例

- (ア) 保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
- (イ) 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
- (ウ) 連絡先が不明なまま長期欠席している者（1年間にわたり居所不明であった者を除く。）
- (エ) 欠席理由が2つ以上あり（例えば「病気」と「不登校」），主たる理由を特定できない者

（学校基本調査の手引より転載）

2 「1. 不登校児童生徒の在籍学校数」

- (1) 「学校総数」の欄は、学校においては記入不要。
- (2) 「在籍学校数」には、平成23年度間に「不登校児童生徒」が在籍していた学校において、「1」を記入すること。

3 「2. 不登校児童生徒数及び学年別内訳」

- (1) 「在籍児童生徒総数」は、「平成23年度学校基本調査」に基づき、すべての学校が記入すること。
- (2) 「不登校児童生徒数」が、「平成24年度学校基本調査」における「不登校」を理由とする長期欠席児童生徒数（平成23年度間）として報告した数と一致しているか必ず確認すること。
- (3) ※の欄には、前年度から不登校の状態（30日以上）が継続している児童生徒の人数を、平成23年度の不登校児童生徒数の内数として記入する。中学校1年生については、小学校6年生のときの人数の内数を記入すること。
(例) 前年度から不登校状態が継続している中学校1年生の人数は平成22年度における小学校6年生の不登校児童生徒数の内数となる。

4 「3. 不登校になったきっかけと考えられる状況

- (1) 「不登校になったきっかけと考えられる状況」とは、不登校になった時点において当該児童生徒が置かれている状況のことをいい、調査票の各区分については、具体的に次のようなものが考えられる。
- ① いじめ……………本調査で定義するいじめに該当するもの
 - ② いじめを除く友人関係をめぐる問題・・けんか等
 - ③ 教職員との関係をめぐる問題…………教職員の強い叱責、注意等
 - ④ 学業の不振……………成績の不振、授業がわからない、試験が嫌い等
 - ⑤ 進路にかかる不安……………将来の進路希望が定まらない等
 - ⑥ 家庭の生活環境の急激な変化…………親の単身赴任等
 - ⑦ 親子関係をめぐる問題……………親の叱責、親の言葉・態度への反発等
 - ⑧ 家庭内の不和……………両親の不和、祖父母と父母の不和等本人に関わらないもの
 - ⑨ 病気による欠席……………医師による診断の有無等に関わらない、心身の病気
 - ⑩ あそび・非行……………遊ぶためや、非行グループに入ったりして登校しない
 - ⑪ 無気力……………無気力でなんとなく登校しない、登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない
 - ⑫ 不安など情緒的混乱……………登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない(できない)
 - ⑬ 意図的な拒否……………本人が学校に行く意義を認めない、自分の好きなことに集中したい等

- (2) 「不登校になったきっかけと考えられる状況」については、学級担任など当該児童生徒の状況を最も把握することができる教職員が、本人との面接や家庭訪問を行ったり、関係機関と連携するなどして、個々の児童生徒の状況把握を十分に行った上で判断すること。
- (3) 「2. 不登校児童生徒数及び学年別内訳」で回答した不登校児童生徒全員につき、考えられるものを全て選択すること。

5 「4. 不登校児童生徒への指導結果状況」

- (1) 平成23年度1年間の指導結果を対象とし、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」とは、各学校が、以下のような例を参考に、個々の児童生徒の状況に応じて判断し、継続的に登校できるようになったと認められる者をいう。
- ・ 1学期中は全く登校できなかったが、教育支援センター（適応指導教室）での支援を受ける中で、特定の教科の学習に興味が持てるようになり、3学期には、興味がある教科の授業がある日は登校できるようになった。
 - ・ 中学3年生で2学期の前半までは月に1回程度しか登校できなかったが、担任が家庭訪問を繰り返す中で将来の進路などを自ら考えるようになり、その後、週に1回程度は登校するようになった。

- (2) 「好ましい変化が見られるようになった児童生徒」とは、学校復帰に向けて例えば、「明るく生き生きとした表情を見せるようになった」、「朝きちんと起きられるようになった」、「身の回りのことを自分で整理するようになった」、「友達と交わすことができるようになった」などの状況変化が見られるようになった者をいう。
- (3) A, Bの人数は、「2. 不登校児童生徒数及び学年別内訳」の「(7) 計」のA, Bの人数とそれぞれ一致すること。

6 「5. 4の「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置」

- (1) 複数回答を可とする。
- (2) 「4. 不登校児童生徒の指導結果状況」において、「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」が1人以上在籍していた学校において、該当欄に「1」を記入する。

7 「6. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等」

- (1) 「2. 不登校児童生徒数及び学年別内訳」で計上した「不登校児童生徒」について、調査票の区分にしたがって記入する。①～⑦, ⑧, ⑨の区分は複数回答を可とする。
- (2) (1) の欄には①～⑦の機関等のいずれか1箇所以上で相談・指導等を受けたことがある実人数を記入する。(3) の欄は不登校児童生徒数と一致する。
- (3) (4) の欄には⑧, ⑨のいずれか又は両方で相談・指導等を受けたことがある実人数を記入する。(6) の欄は不登校児童生徒数と一致する。
- (4) (7) の欄には、学校外で(2)の「①～⑦の機関等での相談・指導等を受けていない人数」に該当し、かつ、学校内で(5)の「⑧, ⑨による指導等を受けていない人数」に該当する児童生徒の人数を記入する。
- (5) (a)の欄については、当該機関等で相談・指導等を受けた者のうち、「指導要録上出席扱い」となった人数について記入する。(①～⑦の(a)の「小学校」「中学校」の欄の合計は、それぞれ「(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数」の(a)欄と同じか、それ以上になる。)
- (6) (b)の欄については、(a)の欄に1人以上の実人数を計上した学校においては「1」と記入する。
- (7) (c)の欄については、(a)の欄に計上された者のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度が適用された人数を記入する。
- (8) 「教育支援センター（適応指導教室）」とは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものという。なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。
- (9) 「民間団体、民間施設」とは、平成15年5月16日付15文科初第255号通知「不登校への対応の在り方について」の別添2「民間施設についてのガイドライン（試案）」を参考とし、不登校児童生徒の不適応等に対する相談・指導を行うことを主目的として設置された民間の団体、施設をいう。なお、学習塾のように単に学習活動を行うだけの施設は含まない。

8 「7. 自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数」

- (1) 平成17年7月6日付17文科初第437号通知「不登校児童生徒が自宅においてIT等を

活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」に基づいて、「指導要録上の出席扱いとした児童生徒数」について実人数を記入する。

- (2) 「(a) のうち『6』の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数」については、自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒のうち、調査票の20頁の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数を記入する。

5 高等学校における長期欠席の状況等

1 「1. 長期欠席者の状況」

- (1) 在籍者数(A)については、平成23年度学校基本調査で回答した生徒数と一致する。
- (2) 「(1) 理由別長期欠席者数」については、下記のとおり学校基本調査の小・中学校における「長期欠席者」に準ずる。
- ① 平成23年度間（平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間）に連續又は断続して30日以上欠席した生徒数をそれぞれ理由別に記入する。
- ② 当該生徒が平成23年度中に転学した場合は、平成23年度間の状況について、平成24年3月31日現在在籍する学校において記入する。
- ③ 欠席理由は次によることとする。また、欠席理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入する。

「病気」の欄には、本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数を記入する。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）

「経済的理由」の欄には、家計が苦しく教育費が出せないとか、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数を記入する。

「不登校」の欄には、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）の数を記入する。なお、欠席状態が長期に継続している理由が、「学校生活上の影響」、「あそび・非行」、「無気力」、「不安など情緒的混乱」、「意図的な拒否」及び「これらの複合」であるものとする。

「不登校」の具体例

- 学校生活上の影響：いやがらせをする生徒の存在や、教師との人間関係等、明らかにそれと理解できる学校生活上の影響から登校しない（できない）。
- あそび・非行：遊ぶためや非行グループに入ったりして登校しない。
- 無気力：無気力でなんとなく登校しない。登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない。
- 不安など情緒的混乱：登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない（できない）。
- 意図的な拒否：学校に行く意義を認めず、自分の好きな方向を選んで登校しない。
- 複合：不登校状態が継続している理由が上記具体例と複合していくいざれが主であるかを決めがたい。

「その他」の欄には、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理

由により長期欠席した者の数を記入する。

「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している者
- ・欠席理由が2つ以上あり（例えば「病気」と「不登校」）、主たる理由が特定できない者

- (3) 「(1) 理由別長期欠席者数」の「不登校(B)」における「中退」「原級留置」の欄には、不登校に該当する者のうち、平成23年度中に中途退学または原級留置の措置になった者について記入する。
- (4) 「(3)(B)における前年度の不登校の有無」欄には、「不登校」を理由とする長期欠席者のうち、平成22年度において「不登校」を理由に長期欠席した者の数を「有」の欄に記入し、「不登校」を理由とした長期欠席をしていない者の数を「無」の欄に記入する。不明の者については、その数を「その他」欄に記入する。
- (5) 高等学校には、中等教育学校後期課程を含む。

2 「2. 不登校生徒の在籍学校数」

- (1) この調査において「不登校生徒」とは、「1. 長期欠席者の状況」(平成23年度間(平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間)に連続又は断続して30日以上欠席した生徒)のうち、「不登校」を理由とする者として報告した生徒数と一致するものとする。(以下同じ。) 詳細については1.(2)を参照のこと。
- (2) 「学校総数」の欄は、学校においては記入不要。
- (3) 「在籍学校数」には、平成23年度間に「不登校生徒」が在籍していた学校において、「1」を記入すること。なお、単位制高校においては、全日制、定時制の別に「1」を記入し、さらに※の欄に、全日制、定時制それぞれの内数として「1」を記入すること。

3 「3. 不登校になったきっかけと考えられる状況」

- (1) 該当する単位制高校においては、全日制、定時制の別に計上し、さらに※の欄に、全日制、定時制それぞれの内数として同数を計上すること。
- (2) 「不登校になったきっかけと考えられる状況」とは、不登校になった時点において当該生徒が置かれている状況のことをいい、調査票の各区分については、具体的に次のようなものが考えられる。
- ① いじめ・・・・・・・・・・・・本調査で定義するいじめに該当するもの
 - ② いじめを除く友人関係をめぐる問題・・けんか等
 - ③ 教職員との関係をめぐる問題・・・・教職員の強い叱責、注意等
 - ④ 学業の不振・・・・・・・・成績の不振、授業がわからない、試験が嫌い等
 - ⑤ 進路にかかる不安・・・・・・・・将来の進路希望が定まらない等
 - ⑥ 家庭の生活環境の急激な変化・・・・親の単身赴任等
 - ⑦ 親子関係をめぐる問題・・・・親の叱責、親の言葉・態度への反発等
 - ⑧ 家庭内の不和・・・・・・・・両親の不和、祖父母と父母の不和等本人に関わらないもの

- ⑨ 病気による欠席・・・・・・・・・医師による診断の有無等に関わらない、心身の病気
- ⑩ あそび・非行・・・・・・・・遊ぶためや、非行グループに入ったりして登校しない
- ⑪ 無気力・・・・・・・・無気力でなんとなく登校しない、登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない
- ⑫ 不安など情緒的混乱・・・・・・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない(できない)
- ⑬ 意図的な拒否・・・・・・・・・本人が学校に行く意義を認めない、自分の好きなことに集中したい等
- (3) 「不登校になったきっかけと考えられる状況」については、学級担任など当該生徒の状況を最も把握することができる教職員が、本人との面接や家庭訪問を行ったり、関係機関と連携するなどして、個々の生徒の状況把握を十分に行った上で判断すること。
- (4) 「1. 長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した不登校生徒全員につき、考えられるものを全て選択すること。

4 「4. 不登校生徒への指導結果状況」

- (1) 該当する単位制高校においては、全日制、定時制の別に計上し、さらに※の欄に、全日制、定時制それぞれの内数として同数を計上すること。
- (2) 平成23年度1年間の指導結果を対象とし、「指導の結果登校する又はできるようになった生徒」とは、各学校が、以下のような例を参考に、個々の生徒の状況に応じて判断し、継続的に登校できるようになったと認められる者をいう。
- ・ 1学期中は全く登校できなかったが、教育支援センター（適応指導教室）での支援を受ける中で、特定の教科の学習に興味が持てるようになり、3学期には、興味がある教科の授業がある日は登校できるようになった。
 - ・ 高校3年生で2学期の前半までは月に1回程度しか登校できなかったが、担任が家庭訪問を繰り返す中で将来の進路などを自ら考えるようになり、その後、週に1回程度は登校するようになった。
- (3) 「好ましい変化が見られるようになった生徒」とは、学校復帰に向けて例えば、「明るく生き生きとした表情を見せるようになった」、「朝きちんと起きられるようになった」、「身の回りのことを自分で整理するようになった」、「友達と交わることができるようになった」などの状況変化が見られるようになった者をいう。
- (4) ①～④の人数は、「1. 長期欠席者の状況」の全日制の①②、定時制の③④の人数とそれ一致すること。

5 「5. 4の「指導の結果登校する又はできるようになった生徒」に特に効果のあった学校の措置」

- (1) 該当する単位制高校においては、全日制、定時制の別に「1」を記入し、さらに※の欄に、全日制、定時制それぞれの内数として「1」を記入すること。

- (2) 複数回答を可とする。
- (3) 「4. 不登校生徒の指導結果状況」において、「指導の結果登校する又はできるようになつた生徒」が1人以上在籍していた学校において、該当欄に「1」を記入する。

6 「6. 相談・指導等を受けた学校内外の機関等」

- (1) 該当する単位制高校においては、全日制、定時制の別に計上し、さらに※の欄に、全日制、定時制それぞれの内数として同数を計上すること。
- (2) 「1. 長期欠席者の状況」の「不登校」生徒について、調査票の区分にしたがって記入する。
①～⑦、⑧、⑨の区分は複数回答を可とする。
- (3) (1) の欄には①～⑦の機関等のいずれか1箇所以上で相談・指導等を受けたことがある実人数を記入する。(3) の「不明」の欄は、学校外の機関等での相談・指導等を受けているかどうか把握していない不登校生徒数について記入する。(4) の欄は不登校生徒数と一致する。
- (4) (5) の欄には⑧、⑨のいずれか又は両方で相談・指導等を受けたことがある実人数を記入する。(7) の欄は不登校生徒数と一致する。
- (5) (a)の欄については、当該機関等で相談・指導等を受けた者のうち、「指導要録上出席扱い」となった人数について記入する。(①～⑦の(a)の「全日制」「定時制」の欄の合計は、それぞれ「(1) ①～⑦の機関等での相談・指導等を受けた実人数」の(a)欄と同じか、それ以上になる。)
- (6) (b)の欄については、(a)の欄に1人以上の実人数を計上した学校においては「1」と記入する。
- (7) (c)の欄については、(a)の欄に計上された者のうち、学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度が適用された人数を記入する。
- (8) 「教育支援センター（適応指導教室）」とは、不登校生徒等に対する指導を行うために教育委員会が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものという。なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。
- (9) 「民間団体、民間施設」とは、平成21年3月12日付20文科初第1346号通知「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導等を受けている場合の対応について」の別添「民間施設についてのガイドライン（試案）」により、不登校生徒の不適応等に対する相談・指導を行うことを主目的として設置された民間の団体、施設をいう。なお、学習塾のように単に学習活動を行うだけの施設は含まない。

6 高等学校における中途退学者数等の状況

1 「1. 退学者数」

- (1) 退学者とは、平成23年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まないこと。また、理由の分類に当たって、同一の退学者について複数の理由がある場合には主たる理由によること。
- (2) 在籍者数（A）については、平成23年4月1日現在の在籍者を記入すること。 1年生については、入学日現在で記入する。（「平成23年度学校基本調査」の数値ではないので注意。）

(3) 中途退学理由の区分については、以下によること。

- ◎ 「学業不振」の欄は、高校入学後、学力不足のために授業の進度についていけず退学した者について記入すること。
- ◎ 「学校生活・学業不適応」の各欄は、当該学校、高校生活又は授業に対する熱意、興味、関心、適応等の不足や喪失を原因として退学した者に限定すること。
- 「そもそも高校生活に熱意がない」の欄は、高校に入学する段階で熱意がない又は入学先が不本意として退学した者について記入すること。
- 「授業に興味がわからない」の欄は、入学時には高校に対する熱意や希望があったが、入学後、授業がつまらない、興味がもてない等の理由のために退学した者について記入すること。
- 「人間関係がうまく保てない」の欄は、生徒間でのトラブルや教師との問題により退学した者について記入すること。
- 「学校の雰囲気があわない」の欄は、入学時には高校に対する熱意や希望があったが、入学後、学校の教育・運営方針、環境等に不適応又は反発などの理由により退学した者について記入すること。
- 「その他」の欄は、上記以外の、例えば、交遊関係やアルバイト等による生活の乱れや、部活動での挫折による意欲喪失等の原因により退学した者について記入すること。
- ◎ 「進路変更」の各欄は、在籍する高校以外の進路を積極的に希望し、退学した者について記入すること。
- 「別の高校への入学を希望」の欄は、別の高校への入学を積極的に希望して退学した者について記入すること。
- 「専修・各種学校への入学を希望」の欄は、専修学校、各種学校、職業能力開発施設への入学（所）を積極的に希望して退学した者について記入すること。

ただし、高等学校卒業程度認定試験受験準備のために、各種学校への入学を積極的に希望して退学した者は、「高卒程度認定試験を受験希望」の欄に記入すること。
- 「就職を希望」の欄は、就職することを積極的に希望して退学した者について記入すること。なお、家業を手伝うこととした者も含むこと。
- 「高卒程度認定試験を受験希望」の欄は、高等学校卒業程度認定試験を受験することを積極的に希望して退学した者について記入すること。
- 「その他」の欄は、上記以外の、例えば、結婚や、海外における学習等を積極的に希望して退学した者について記入すること。
- 「病気、けが、死亡」の欄は、病気がち等の理由のため欠席日数が多くなって退学した者や、病気や交通事故等によるけが、死亡により退学した者について記入すること。
- 「経済的理由」の欄は、保護者の事情等により、家計が困難になり退学した者について記入すること。
- 「家庭の事情」の欄は、家庭状況の変化によるもので経済的理由以外のもの、例えば、保護者の事情のために退学した者について記入すること。
- 「問題行動等」の欄は、例えば不良行為、触法行為等により懲戒処分を受け、それを契機にして退学にいたった者について記入すること。
- 「その他の理由」の欄は、理由が不明なもの、理由が複合していて分別不可能なものについて記入すること。

(4) 「経済的理由の具体的な状況」の欄には、退学者のうち中途退学理由の区分において、「経済的理由」に計上した生徒全員を対象に、「授業料減免を受けていた者」、「奨学金の貸与を受けていた者」、「授業料の滞納があった者」の項目について、該当する項目をすべて選択すること。

○ 「授業料減免を受けていた者」の欄は、平成23年度に授業料減免を受け、退学時点においても授業料減免を受けていた者について記入すること。

○ 「奨学金の貸与を受けていた者」の欄は、平成23年度に都道府県が実施する奨学金事業またはそれ以外の奨学金の貸与を受け、退学時点においても奨学金の貸与を受けていた者について記入する。(複数の奨学金の貸与を受けていた場合も、1人につき「1」として扱う。)

○ 「授業料の滞納があった者」の欄は、退学時点において、授業料滞納があり授業料の納入が完了していない者について記入すること。

○ 「左記のいずれにも該当しない者」の欄は、「授業料減免を受けていた者」、「奨学金の貸与を受けていた者」、「授業料の滞納があった者」のいずれにも該当しない者(学校として把握していない者を含む)について記入すること。したがって、「経済的理由の具体的な状況」の各項目の合計が、中途退学理由の区分における「経済的理由」の欄の数値を下回ることはない。

(5) 高等学校には、中等教育学校後期課程を含む。

2 「2. 懲戒による退学者数」

懲戒による退学者数は、「1 退学者数」に記入した者のうち、懲戒処分により退学した者の数を記入すること。

3 「3. 原級留置者数」

原級留置者数とは、平成24年3月末現在で進級又は卒業が認められなかったものをいう。ただし、留学していたために進級又は卒業が認められなかった者は除く。

4 「4. 以前に高等学校を退学し、再入学した者の数」

この欄の再入学者とは、平成23年度以前に高等学校を退学した者で、平成23年度中に退学したときと同一の学校の同一の課程・学科に再度入学した者をいう。

5 「5. 以前に高等学校を退学し、編入学した者の数」

この欄の編入学者とは、平成23年度以前に高等学校を退学した者で、平成23年度中にいずれかの高等学校に再度入学した者の中から、「4 以前に高等学校を退学し、再入学した者の数」に記入した者を除いたものをいう。

海外から帰国した者、海外にある学校に在籍していた外国籍の者、高等専門学校や特別支援学校に在学していた者などは含まないので、記入にあたって十分注意すること。

7 自殺の状況

1. 「1. 自殺の状況」

(1) 平成23年度間に死亡した小・中・高等学校における児童生徒のうち、学校が把握することができた情報をもとに、自殺であると判断したものについて記入すること。

(2) 中学校には中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

(3) 通信制高等学校の生徒は含めない。

- (4) 高等学校の単位制については、入学年度を1年次として、1年次、2年次、3年次以上を、それぞれ1年生、2年生、3年生として扱うこと。(定時制は4年次以上を4年生として扱う。)

2. 自殺した児童生徒が置かれていた状況

- (1) 複数選択を可とする。
- (2) 自殺した児童生徒が置かれていた状況について、自殺の理由に関係なく、学校が事実として把握しているもの以外でも、保護者や他の児童生徒等の情報があれば、該当する項目を全て選択すること。
- (3) それぞれの項目については、以下の具体例を参考にすること。
- | | |
|--------------------|--|
| ① 家庭不和 | : 父母や兄弟等との関係がうまくいかずに悩んでいた。等 |
| ② 父母等のしつ責 | : 父母等から叱られ落ち込んでいた。等 |
| ③ 学業不振 | : 成績が以前と比べて大幅に落ち込んでいた。／授業についていけず悩んでいた。等 |
| ④ 進路問題 | : 卒業後の進路について悩んでいた。／受験や就職試験に失敗した。／面接等で志望校への受験が困難である旨を告げられた。等 |
| ⑤ 教職員との関係での悩み | : 学級担任との関係がうまくいかずに悩んでいた。／教職員から厳しく叱責を受けていた。等 |
| ⑥ 友人関係での悩み（いじめを除く） | : 友人と喧嘩をし、その後、関係がうまくいかずに悩んでいた。／クラスになじむことができずに悩んでいた。等 |
| ⑦ いじめの問題 | : いじめられ、辛い思いをしていた。／保護者から自殺した児童生徒に対していじめがあったのではないかとの訴えがあった。／自殺した児童生徒に対するいじめがあったと他の児童生徒が証言していた。等 |
| ⑧ 病弱等による悲観 | : 病気や病弱であることについて悩んでいた。等 |
| ⑨ 厄世 | : 世の中を嫌なもの、価値のないものと思って悩んでいた。等 |
| ⑩ 異性問題 | : 異性問題について悩んでいた。等 |
| ⑪ 精神障害 | : 精神障害で専門家による治療を受けていた。等 |
| ⑫ 不明 | : 周囲から見ても普段の生活の様子と変わらず、特に悩みを抱えている様子も見られなかった。／現時点で特定できないもの。等 |